

電子マニフェストシステム 各種コード表

Ver.1.6

	ページ
電子マニフェストシステム各種コード表	
廃棄物分類コード	1
廃棄物処理法で定められた20種類（大分類）	2
一体不可分の産業廃棄物	3
特別管理産業廃棄物	5
特定産業廃棄物コード	6
特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）	6
特定産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）	9
数量単位コード	10
荷姿コード	10
運搬方法コード	10
数量の確定者コード	10
有害物質コード	11
法人格コード	12
処分方法コード	13
放射性物質コード	13
放射能の単位コード	13



更新履歴

Ver.	更新日	更新内容
1.0	-	初版
1.1	2013/2/6	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙に Ver. 標記の追加。 ・更新履歴の追加。 ・廃棄物分類コードの並び順変更。 ・放射性物質コードの追加。 ・放射線単位コードの追加。 ・法人各コードの追加。
1.2	2013/5/14	有害物コードに（1,4-ジオキサン）の追加 適用は 2013/6/1 付
1.3	2015/6/23	特定産業廃棄物コード（放射物質汚染対処特措法に定めるもの）の標記方法の変更。
1.4	2015/12/24	廃棄物分類コードに「水銀体温計」、「水銀血圧計」を追加。適用は 2016/1/13 付
1.5	2016/2/25	廃棄物分類コード（特別管理産業廃棄物）に「廃水銀等」（処分するために処理したものを含む）を追加。水俣条約の発行日又は平成 28 年 4 月 1 日の早い日のいずれかに適用予定。
1.6	2017/8/28	廃棄物分類コードの一体不可分に「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」を追加適用は 2017/10/01

!!補足

● 廃棄物分類の構成

廃棄物の種類を次の大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

大分類	法で定める廃棄物の 20 種類及び特別管理産業廃棄物の分類の他、「建設混合廃棄物」や「廃自動車」などの一体不可分の廃棄物の分類を設定	情報処理センターが付与しているコード（都道府県・政令市に報告するコード）
中分類	廃棄物の属性、特性、発生源などにより分類	
小分類	代表的な廃棄物名称、法律などで個別に指定されている産業廃棄物の種類	
細分類	加入者が独自に設定できる廃棄物の種類名称	加入者が付与するコード（付与しない場合は“000”固定）

● 廃棄物分類コードの構成

廃棄物分類コードは次の7桁で構成します。

9 0 9 1 9 2 9 3 9 4 9 5 9 6



・基本的に中分類以下（大分類+中分類）で登録することが望まれます。該当する項目がない場合には、大分類を選択し、登録してください。

・細分類には、加入者独自のコードと「廃棄物の種類」の名称を設定することができます。この分類は大分類と関連付ける必要はありません。



電子マニフェストシステム各種コード表

❑ 廃棄物分類コード

○廃棄物処理法で定められた20種類（大分類）（1/2）

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
燃え殻	焼却灰		0100000
		石炭灰	0110000
		廃棄物の焼却灰	0112000
		廃カーボン・活性炭	0120000
汚泥（泥状のもの）	有機性汚泥		0210000
		下水汚泥	0211000
	無機性汚泥		0220000
		建設汚泥（残土を除く）	0221000
		上水汚泥	0222000
廃油	一般廃油		0300000
		鉱物性油	0310000
		動植物性油	0312000
	廃溶剤		0320000
	固形油		0330000
	油でい		0340000
廃酸			0400000
	写真定着廃液		0401000
廃アルカリ			0500000
	写真現像廃液		0501000
廃プラスチック類			0600000
		廃タイヤ	0601000
		自動車用プラスチックバンパー	0602000
		廃農業用ビニール	0603000
		プラスチック製廃容器包装	0604000
		発泡スチロール	0605000
		発泡ウレタン	0606000
		発泡ポリスチレン	0607000
		塩化ビニル製建設資材	0608000
紙くず	建設工事の紙くず		0700000
		ダンボール	0711000
木くず	建設工事の木くず		0800000
		伐採材・伐根材	0811000
繊維くず（天然繊維くず）	建設工事の繊維くず		0900000
			0910000
動・植物性残渣			1000000
動物系固形不要物			4000000
ゴムくず（天然ゴムくず）			1100000
金属くず			1200000
	鉄くず		1210000
	非鉄金属くず		1220000
		鉛製の管又は板	1221000
		電線くず	1222000

○廃棄物処理法で定められた20種類（大分類）（2/2）

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず		1300000
		カレット	1310000
		廃ブラウン管（側面部）	1311000
		ガラス製廃容器包装	1312000
		ロックウール	1313000
		石綿（非飛散性）	1314000
		グラスウール	1315000
		岩綿吸音板	1316000
		陶磁器くず	1317000
			1320000
		コンクリートくず	1321000
		石膏ボード	1322000
		A L C（軽量気泡コンクリート）	1323000
		鉱さい	
	スラグ	1401000	
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		1500000	
	コンクリート破片	1501000	
	アスファルト・コンクリート破片	1502000	
動物のふん尿（畜産農業から排出されたもの）		1600000	
動物の死体（畜産農業から排出されたもの）		1700000	
ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）		1800000	
処分するために処理したもの（13号廃棄物）		1900000	

○一体不可分の産業廃棄物

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
建設混合廃棄物			2000000
	安定型建設混合廃棄物		2010000
	管理型建設混合廃棄物		2020000
		新築系混合廃棄物	2021000
		解体系混合廃棄物	2022000
安定型混合廃棄物			2100000
管理型混合廃棄物			2200000
シュレッターダスト			2300000
石綿含有産業廃棄物			2400000
	建設混合廃棄物		2410000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		2420000
	廃プラスチック類		2430000
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		2440000
	紙くず		2450000
	木くず		2460000
	繊維くず（天然繊維くず）		2470000
水銀使用製品産業廃棄物			2500000
	電池類		2510000
	照明機器		2520000
		HID ランプ	2521000
		蛍光灯	2522000
	医薬品等		2530000
		農薬	2531000
		医薬品	2532000
	電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収義務付け製品以外の製品		2540000
	水銀回収義務付け製品（計測器以外）		2550000
		スイッチ及びリレー	2551000
	水銀回収義務付け製品（計測器）		2560000
		水銀体温計	2561000
		水銀式血圧計	2562000
水銀含有ばいじん等			2600000
	ばいじん		2610000
	燃え殻		2620000
	汚泥		2630000
	廃酸		2640000
	廃アルカリ		2650000
	鉱さい		2660000
廃自動車			3000000
	廃二輪車		3010000
		バイク	3011000
		自転車	3012000
廃電気機械器具			3100000
		廃パチンコ機及び廃パチスロ機	3101000
		プリント配線板	3102000
		テレビジョン受信機	3103000
		エアコンディショナー	3104000
		冷蔵庫	3105000
		洗濯機	3106000
		電子レンジ	3107000
		パーソナルコンピュータ	3108000
		電話機	3109000
		自動販売機	3110000
		蛍光灯※（水銀使用産業廃棄物に移動）	3111000
		冷凍庫	3112000
医療用計測器類			3200000
		水銀体温計※（水銀使用産業廃棄物に移動）	3211000
		水銀血圧計※（水銀使用産業廃棄物に移動）	3212000

廃電池類		3500000
	鉛蓄電池	3510000
	乾電池	3520000
複合材		3600000

※「石綿含有産業廃棄物」（分類コード：2400000）は選択できません。

この種類の廃棄物を選択する場合は、中分類（2410000～2470000）から選択してください。

※「医療用計測器類」（分類コード：~~3200000~~）は選択できません。

~~この種類の廃棄物を選択する場合は、小分類（~~3211000~~～~~3212000~~）から選択してください。~~

※「水銀使用製品産業廃棄物」（分類コード 2500000）は選択できません。

中分類及び小分類から選択してください。

※「水銀含有ばいじん等」（分類コード 2600000）は選択できません。

中分類（2610000～2660000）から選択してください。

※「廃電気機械器具」の「蛍光灯」、「医療用計測器類」の「水銀体温計」、「水銀式血圧計」は、「水銀使用製品産業廃棄物」に移動、分類コードを以下のとおり変更。

「蛍光灯」（分類コード: 3111000）→（分類コード: 2522000）

「水銀体温計」（分類コード: 3211000）→（分類コード: 2561000）

「水銀式血圧計」（分類コード: 3212000）→（分類コード: 2562000）

!! 補足

- 安定型混合廃棄物及び管理型混合廃棄物を選択した場合は、[廃棄物の名称]欄に廃棄物の種類（20種類の内訳又は、その廃棄物の一般的な名称を入力することが望ましい。

※廃棄物処理法施行規則第7条の2の4で定める37種類等の水銀使用製品産業廃棄物の対応する分類は、以下のとおりです。

大分類	中分類	小分類	コード	対象の水銀使用製品産業廃棄物
水銀使用製品産業廃棄物			2500000	分類コード選択不可
	電池類		2510000	水銀電池、空気亜鉛電池
	照明機器		2520000	放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く）
		HIDランプ	2521000	HIDランプ（高輝度放電ランプ）
		蛍光灯	2522000	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ含む。）
	医薬品等		2530000	顔料、水銀の製剤、塩化第一水銀の製剤 塩化第二水銀の製剤、よう化第二水銀の製剤 硝酸第一水銀の製剤、硝酸第二水銀の製剤 チオシアン酸第二水銀の製剤、酢酸フェニル水銀の製剤
		農薬	2531000	農薬
		医薬品	2532000	医薬品
	電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収義務付け製品以外の製品		2540000	温度定点セル、ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）、水銀抵抗原器、周波数標準機、参照電極、その他組込製品等
	水銀回収義務付け製品（計測器以外）		2550000	灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置 差圧式流量計、傾斜計、握力計、その他回収義務付け製品
		スイッチ及びリレー	2551000	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの。）
	水銀回収義務付け製品（計測器）		2560000	気圧計、湿度計、液柱形圧力計 弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。） 圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。） 真空計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計
		水銀体温計	2561000	水銀体温計
		水銀式血圧計	2562000	水銀式血圧計

○特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
燃えやすい廃油			7000000
		燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	
ph2.0 以下の廃酸			7100000
		ph2.0 以下の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	
ph12.5 以上の廃アルカリ			7200000
		ph12.5 以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	
感染性廃棄物			7300000
特定有害産業廃棄物			7400000
		廃 PCB 等・PCB 汚染物・PCB 処理物	
			7410000
		廃 PCB	
			7411000
		PCB 汚染物	
			7412000
		PCB 処理物	
			7413000
		廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	
			7440000
		廃石綿等（飛散性）	
			7421000
		指定下水汚泥	
			7422000
		鉱さい（基準値を超える有害物質を含むもの）	
			7423000
		燃え殻（基準値を超える有害物質を含むもの）	
			7424000
		廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	
		7425000	
	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）		
		7426000	
	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）		
		7427000	
	廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）		
		7428000	
	ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）		
		7429000	
	処分するために処理したもの（基準値を超える有害物質を含むもの）		
		7430000	

○再生資源等

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
土砂			9000000
しゅんせつ土			9100000

※分類コード「900000～910000」については、2008年2月7日よりマスタから削除されました。

■ 特定産業廃棄物コード

○特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）（1/3）

※放射性物質に汚染され、又はそのおそれがある産業廃棄物のうち、「放射性物質汚染対処特措法」で定められたもの。

廃棄物の種類			分類コード	
大分類	中分類	小分類		
特定産業廃棄物	燃え殻		5010000	
		焼却灰（分類コード上 4 桁 5012 から 5014 に分類できないもの）	5011000	
		焼却灰（石炭灰）	5012000	
		焼却灰（廃棄物の焼却灰）	5013000	
		焼却灰（下水汚泥）	5014000	
	汚泥		5020000	
		有機性汚泥（分類コード上 4 桁 5022 から 5024 に分類できないもの）	5021000	
		有機性汚泥（下水汚泥）	5022000	
		有機性汚泥（工水汚泥）	5023000	
		有機性汚泥（廃堆肥）	5024000	
		無機性汚泥（分類コード上 4 桁 5026・5027 に分類できないもの）	5025000	
		無機性汚泥（建設汚泥（残土を除く））	5026000	
	無機性汚泥（上水汚泥）		5027000	
		廃油		5030000
			一般廃油（分類コード上 4 桁 5032・5033 に分類できないもの）	5031000
			一般廃油（鉱物性油）	5032000
			一般廃油（動植物性油）	5033000
			廃溶剤	5034000
			固形油	5035000
	油でい		5036000	
	廃酸		5040000	
		写真定着廃液	5041000	
	廃アルカリ		5050000	
		写真現像廃液	5051000	
	廃プラスチック類		5060000	
		廃タイヤ	5061000	
		自動車用プラスチックバンパー	5062000	
		廃農業用ビニール	5063000	
		プラスチック製廃容器包装	5064000	
		発泡スチロール	5065000	
		発泡ウレタン	5066000	
		発泡ポリスチレン	5067000	
		塩化ビニル製建設資材	5068000	
	紙くず		5070000	
		建設工事の紙くず（ダンボール以外のもの）	5071000	
		建設工事の紙くず（ダンボール）	5072000	
	木くず		5080000	
		建設工事の木くず（伐採材・伐根材以外のもの）	5081000	
		建設工事の木くず（伐採材・伐根材）	5082000	
	繊維くず（天然繊維くず）		5090000	
		建設工事の繊維くず	5091000	
	動・植物性残渣		5110000	
	動物系固形不要物		5120000	
	ゴムくず（天然繊維くず）		5130000	
	金属くず		5140000	
		鉄くず	5141000	
		非鉄金属くず（分類コード上 4 桁 5143・5144 に分類できないもの）	5142000	
		非鉄金属くず（鉛製の管又は板）	5143000	
		非鉄金属くず（電線くず）	5144000	

○特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）（2/3）

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
特定産業廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		5150000
		ガラスくず（分類コード上 4 桁 5152 から 5158 に分類できないもの）	5151000
		ガラスくず（カレット）	5152000
		ガラスくず（廃ブラウン管（側面部））	5153000
		ガラスくず（ガラス製廃容器包装）	5154000
		ガラスくず（ロックウール）	5155000
		ガラスくず（石綿（非飛散性））	5156000
		ガラスくず（グラスウール）	5157000
		ガラスくず（岩綿吸音板）	5158000
		陶磁器くず（分類コード上 4 桁 5162 から 5164 に分類できないもの）	5161000
		陶磁器くず（コンクリートくず）	5162000
		陶磁器くず（石膏ボード）	5163000
		陶磁器くず（ALC（軽量気泡コンクリート））	5164000
	鉱さい		5170000
		スラグ	5171000
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		5180000
		コンクリート破片	5181000
		アスファルト・コンクリート破片	5182000
	動物のふん尿（畜産農業から排出されたもの）		5190000
	動物の死体（畜産農業から排出されたもの）		5210000
	ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）		5220000
		ばいじん（廃棄物焼却炉のばいじん）	5221000
		ばいじん（下水汚泥）	5222000
	処分するために処理したもの（13号廃棄物）		5230000
	建設混合廃棄物		5240000
		安定型建設混合廃棄物	5241000
		管理型建設混合廃棄物（分類コード上 4 桁 5243・5244 以外）	5242000
		管理型建設混合廃棄物（新築系）	5243000
		管理型建設混合廃棄物（解体系）	5244000
	安定型混合廃棄物		5250000
	管理型混合廃棄物		5260000
	シュレッターダスト		5270000
	石綿含有産業廃棄物 （非飛散性）	建設混合廃棄物	5281000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		5282000	
廃プラスチック類		5283000	
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）		5284000	
紙くず		5285000	
木くず		5286000	
	繊維くず（天然繊維くず）	5287000	
廃自動車		5290000	
	廃二輪車（分類コード上 4 桁 5292・5293 に分類できないもの）	5291000	
	廃二輪車（バイク）	5292000	
	廃二輪車（自転車）	5293000	

○特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）（3/3）

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
特定産業廃棄物	廃電気機械器具		5310000
		廃パチンコ機及び廃パチスロ機	5311000
		プリント配線板	5312000
		テレビジョン受信機	5313000
		エアコンディショナー	5314000
		冷蔵庫	5315000
		洗濯機	5316000
		電子レンジ	5317000
		パーソナルコンピュータ	5318000
		電話機	5319000
		自動販売機	5321000
		蛍光灯	5322000
		冷凍庫	5323000
	廃電池類		5330000
		鉛蓄電池	5331000
		乾電池	5332000
	複合材		5340000

○特定産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）（放射性物質汚染対処特措法に定めるもの）

廃棄物の種類			分類コード
大分類	中分類	小分類	
特定産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物)	燃えやすい廃油		7510000
		燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	7511000
	pH2.0以下の廃酸		7520000
		pH2.0以下の廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	7521000
	pH12.5以上の廃アルカリ		7530000
		pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	7531000
	感染性廃棄物		7540000
	特定有害産業廃棄物		7550000
		廃PCB類(分類コード上4桁7552から7554に分類できないもの)	7551000
		廃PCB類(廃PCB)	7552000
		廃PCB類(PCB汚染物)	7553000
		廃PCB類(PCB処理物)	7554000
		廃石綿等(飛散性)	7555000
		指定下水汚泥	7556000
		銻さい(基準値を超える有害物質を含むもの)	7557000
		燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)	7558000
		廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	7559000
		汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	7561000
		廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	7562000
		廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	7563000
	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	7564000	
	処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)	7565000	

!!補足1 (EDI方式の廃棄物情報)

● 廃棄物のデータ作成

「廃棄物の細分類」の設定を行うかどうかによって、データの作成方法が異なります。

☆「廃棄物の細分類」を設定しない場合

- ・「廃棄物分類コード表」から、分類コード（4桁の数値）を選択します。
- ・細分類コードは「000」を設定します。

<例1> 廃タイヤの場合 「廃棄物の種類」の名称：廃タイヤ、廃棄物分類コード：0601000

☆「廃棄物の細分類」を設定する場合

- ・「廃棄物分類コード表」から、分類コード（4桁の数値）を選択します。
- ・細分類コードは「001」～「999」を設定し、「廃棄物の種類」の名称を加入者が独自に設定します。

<例2> 「動植物性油」を加入者独自の「ゴマ油」に設定する場合（細分類コードを「001」とする場合）

「廃棄物の種類」の名称：ゴマ油、廃棄物分類コード：0312001

● 放射性物質汚染廃棄物として放射性情報を登録できる廃棄物分類コード

特定産業廃棄物の分類コード及び特定産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の分類コードのみ

■ 数量単位コード

数量の単位	数量の単位コード
t	1
m ³	2
kg	3
リットル	4
個・台	5

■ 荷姿コード

荷姿	荷姿コード
バラ（※）	01
コンテナ	02
ドラム缶	03
石油缶	04
プラスチック容器	05
袋	06
フレコンバック	07
段ボール箱	08
その他	09

※容器なし（車両等に産業廃棄物を直接積載する場合等）

■ 運搬方法コード

運搬方法	運搬方法コード
車両	1
船舶	2
鉄道	3
その他	4

■ 数量の確定者コード

数量の確定者	数量の確定者コード
未設定	00
排出事業者	01
処分業者	02
収集運搬業者 [1 区間目]	03
収集運搬業者 [2 区間目]	04
収集運搬業者 [3 区間目]	05
収集運搬業者 [4 区間目]	06
収集運搬業者 [5 区間目]	07

有害物質コード

有害物質	有害物質コード
水銀又はその化合物	01
カドミウム又はその化合物	02
鉛又はその化合物	03
有機燐化合物	04
六価クロム化合物	05
砒素又はその化合物	06
シアン化合物	07
P C B	08
トリクロロエチレン	09
テトラクロロエチレン	10
ジクロロメタン	11
四塩化炭素	12
1・2-ジクロロエタン	13
1・1-ジクロロエチレン	14
シス-1・2-ジクロロエチレン	15
1・1・1-トリクロロエタン	16
1・1・2-トリクロロエタン	17
1・3-ジクロロプロペン (D-D)	18
チウラム	19
シマジン (C A T)	20
チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	21
ベンゼン	22
セレン又はその化合物	23
ダイオキシン類 (有機塩素化合物)	24
銅又はその化合物	25
亜鉛又はその化合物	26
弗化物	27
ベリリウム又はその化合物	28
クロム又はその化合物	29
ニッケル又はその化合物	30
バナジウム又はその化合物	31
フェノール類	32
1,4-ジオキサン	33

- ※ 有害物質コード「25～32」については、2010年11月1日よりコードから削除されました。
 ※ 有害物質コード「33」は、2013年6月1日より適用する。

法人格コード

法人格名称	法人格コード
個人事業	00
株式会社	01
有限会社	02
合名会社	03
合資会社	04
医療法人	05
財団法人	06
社団法人	07
宗教法人	08
学校法人	09
社会福祉法人	10
相互会社	11
行政書士法人	12
司法書士法人	13
税理士法人	14
国立大学法人	15
特定非営利活動法人	16
更生保護法人	17
独立行政法人	18
弁護士法人	19
有限責任中間法人	20
無限責任中間法人	21
医療法人社団	22
公共機関	23
公益社団法人	24
公益財団法人	25
一般社団法人	26
一般財団法人	27
医療法人財団	28
協同組合	29
その他の法人	99

☐ 処分方法コード

処分方法の分類		処分方法コード	
再生		100	
	再使用（リユース）	101	
	素材再生	102	
	他用途原材料化	103	
	燃料化	104	
	コンポスト化（堆肥化）	105	
中間処理	その他再生	106	
		200	
	脱水	201	
	機械乾燥	202	
	天日乾燥	203	
	焼却	204	
	油水分離	205	
	中和	206	
	破碎	207	
	圧縮	208	
	溶融	209	
	選別	210	
	固形化	211	
	ばい焼	212	
	分解	213	
	洗浄	214	
	滅菌	215	
	消毒	216	
	煮沸	217	
その他中間処理	299		
最終処分		300	
	埋立処分	安定型埋立処分	301
		管理型埋立処分	302
		遮断型埋立処分	303
			304
	海洋投入	310	

☐ 放射性物質コード

放射性物質名称	放射性物質コード
表面線量率	A0※
セシウム総量	B0※
セシウム 134	C1
セシウム 137	C2

注意）形式は、英字（1桁）数字（1桁）です。
 ※0は数字のZEROです。

☐ 放射線値単位コード

放射線の単位名称	放射線の単位コード
μSv/h	1
Bq/Kg	2